

# 役員等報酬規程

## (目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人友和会（以下「法人」という。）定款第八条に定める評議員の報酬、並びに同第二条に定める役員の報酬、並びに評議員選任・解任委員の報酬、及び評議員、役員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の費用弁償に関する事項を定めるものとする。

## (評議員の報酬)

第二条 評議員の報酬は以下のとおりとする。

- ① 法人定款第八条に基づき、当該会計年度における報酬の総額が200,000円を超えない範囲において、評議員会に出席した評議員に、(別表一)の額を支給する。
- ② 評議員全員が書面にて同意を示したことにより決議が省略された場合は評議員全員が出席したものとみなし、①に規定された額を支給する。
- ③ 評議員へ報酬を支給することにより、当該会計年度における報酬の総額が200,000円を超えてしまう評議員会については、すべての評議員に対して報酬を支給しない。

## (理事の報酬)

第三条 理事の報酬は以下のとおりとする。

- ① 理事会に出席した理事または全員が書面にて同意を示したことにより決議が省略された場合は理事全員が理事会に出席したものとみなし、(別表一)の額を支給する。ただし、職員及び業務委託契約を締結している理事については支給しない。
- ② 法人または施設の指導検査に立ち会った理事に、(別表二)の報酬額を支給する。ただし、複数の指導検査が同時に実施された場合は、複数であっても1回とみなす。
- ③ 理事長が指定する研修会などへの出席に対しては、(別表二)の額に加えて、(別表三)に規定した旅費、宿泊費及びその他の経費を支給する。
- ④ 理事の報酬は、当該会計年度における総額が500,000円を超えない範囲とする。
- ⑤ 理事へ報酬を支給することにより、当該会計年度における報酬の総額が500,000円を超えてしまう理事会については、すべての理事に対して報酬を支給しない。

## (監事の報酬)

第四条 監事の報酬は以下のとおりとする。

- ① 理事会に出席した監事または全員が書面にて同意を示したことにより決議が省略された場合は監事全員が理事会に出席したものとみなし、(別表一)の額を支給する。
- ② 法人または施設の指導検査に立ち会った監事に、(別表二)の額を支給する。ただし、複数の指導検査が同時に実施された場合は、複数であっても1回とみなす。
- ③ 監事監査を行った監事には、(別表二)の額を支給する。
- ④ 監事の報酬は、当該会計年度における総額が200,000円を超えない範囲とする。
- ⑤ 監事へ報酬を支給することにより、当該会計年度における報酬の総額が200,000円を超えてしまう理事会については、すべての監事に対して報酬を支給しない。

## (評議員選任・解任委員の報酬)

第五条 評議員選任・解任委員の報酬は以下のとおりとする。

- ① 評議員選任・解任委員のうち、事務局員及び外部委員については、法人定款第六条5に定める職務に対して、(別表二)の額を支給する。

## (支給日)

第六条 役員及び評議員の報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のために業務に当たった都度、支給する。

(支給方法)

第七条 各報酬は、現金による直接支給とする。

- 2 報酬を受けた役員等は、法人に対して記名押印した受領証を発行する。ただし、複数の役員等が同じ報酬を同時に受ける場合は、受領証の記名押印はそれぞれの代表者が行うものとする。

(費用弁償)

第八条 理事会がその必要性を認め、当該役員等が法人のために行った業務によって出損を伴った場合、当該役員等の請求に従って弁償する。

- 2 役員等の職務のための交通に要する費用は、公共の交通機関を利用する場合に限り、最短距離及び最低費用を原則として、当該役員等の請求に従って弁償する。

(改正)

第九条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

(公表)

第十条 この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(附則)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

# 役員報酬別表

社会福祉法人 友和会  
平成 29 年 4 月 1 日

別表— 1

区 分	報酬 (交通費を含む)
理事会出席	10,000円
評議員会・評議員選任・解任委員会	10,000円

別表— 2

区 分		報酬 (交通費を含む)
理事報酬 (別表— 1 に規定された業務を除く、法人・施設業務)	半日従事	5,000円
	全日従事	10,000円
監事報酬 (別表— 1 に規定された業務を除く、法人・施設業務)	半日従事	5,000円
	全日従事	10,000円
評議員報酬 (別表— 1 に規定された業務を除く、法人・施設業務)	半日従事	5,000円
	全日従事	10,000円

別表— 3

区 分	旅 費	宿泊費	その他の経費
研修会参加費用	実 費	宿泊費 又は 20,000円まで	実 費